

福祉用具貸与・特定福祉用具販売(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【人員に関する基準】	福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上配置されていない。	<p>●福祉用具専門相談員を常勤換算方法で2以上配置してください。</p> <p>資格要件:福祉用具専門相談員指定講習修了者、保健師、看護師、准看護師、理学療養士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士</p> <p>●福祉用具貸与と特定福祉用具販売を一体的に行う場合、非常勤の福祉用具専門相談員を兼務することは差し支えありません。ただし、例えば、非常勤の訪問介護事業所の訪問介護員等を兼務する場合は、勤務表等によりそれぞれに従事する時間を明確にしてください。</p>
【運営規程】	運営についての重要事項に関する規程を定めていない。	<p>●各事業所ごとに定めておく必要な規程です、必ず定めてください。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 ※特定福祉用具販売は、(4)特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額</p> <p>●以下、記載が望ましい事項です。</p> <p>◇事業者・事業所の概要(名称、所在地、連絡先) ◇事故発生時の対応 ◇地域との連携 ◇個人情報保護 ◇業務継続計画等の策定等 ◇衛生管理等 ◇苦情処理 ◇秘密保持等</p>
【内容及び手続の説明及び同意】	福祉用具貸与を利用している利用者が新たに特定福祉用具販売の利用を開始する場合において、特定福祉用具販売の重要事項説明書を交付して説明していない。	<p>●重要事項説明書の内容は、運営規程の内容と整合させてください。</p> <p>●重要事項説明書はサービス毎に整備してください。</p> <p>●福祉用具貸与の利用者が新たに特定福祉用具販売の利用を開始する場合は、特定福祉用具販売の重要事項説明書を交付して、説明してください。</p>

福祉用具貸与・特定福祉用具販売(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【心身の状況等の把握】	サービス担当者会議に出席していない。	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の心身状況等に関する情報共有や居宅サービス計画原案における利用者や家族含めたケアチームが目指すべき方向性を共有する場でもあるのでサービス担当者会議には出席してください。 ●居宅サービス計画に福祉用具貸与・販売が位置付けられる場合(福祉用具貸与については継続する場合も同様)、介護支援専門員は、福祉用具の必要性について検討過程を記載することや居宅サービス計画に福祉用具使用が必要な理由の記載が必要なことから、福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための専門職としての助言及び情報提供をしてください。
【サービスの提供の記録】	福祉用具貸与(特定福祉用具販売)を提供した際、福祉用具の納品等のみを記録しており、具体的なサービスの内容等の記録がない。	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身状況その他必要な事項を記録してください。 ●福祉用具の点検や実施状況の確認、修理等を行った場合においても福祉用具専門相談員が実施したサービスとして記録してください。
【福祉用具貸与の具体的取扱方針】	福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報を利用者に提供していない。	●福祉用具貸与の提供に当たっては、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供してください。
	同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していない。	●福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の現在の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供してください。
	福祉用具貸与計画を作成した際に福祉用具貸与計画を介護支援専門員に交付していない。	●福祉用具貸与計画は利用者だけでなく、利用者を担当する介護支援専門員に交付してください。また、記録等により交付したことを確認できるようにしてください。
	特定福祉用具販売計画を作成していない。	●特定福祉用具を販売をする際は、特定福祉用具販売計画を、居宅サービス計画に沿って作成し、利用者及びその家族に説明し、利用者の同意を得て利用者に交付してください。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
<p>【福祉用具貸与計画の作成】</p> <p>【特定福祉用具販売計画の作成】</p>	<p>福祉用具貸与計画に必要な項目の記載がない。</p>	<p>●福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)には、次の事項の記載が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度 等)</p> <p><input type="checkbox"/>福祉用具が必要な理由</p> <p><input type="checkbox"/>福祉用具の利用目標</p> <p><input type="checkbox"/>具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由</p> <p><input type="checkbox"/>その他関係者間で共有すべき情報 (福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点 等)</p>
	<p>介護予防福祉用具貸与計画にサービスの提供を行う期間の記載がない。</p>	<p>●介護予防福祉用具貸与計画(特定介護予防福祉用具販売計画)には、上記福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)の必要記載事項に加えて、サービスの提供を行う期間を記載してください。</p>
	<p>福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていない。</p>	<p>●福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて福祉用具貸与計画の変更を行ってください。</p> <p>●介護予防福祉用具貸与計画については、当該計画に定める計画期間が終了するまでに少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、当該計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めてください。当該計画期間終了後のモニタリングは必ず行ってください。</p>

福祉用具貸与・特定福祉用具販売(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【衛生管理等】	福祉用具の保管又は消毒を委託するにあたり、委託契約において必要な事項を文書で取り決めていない。	<p>●福祉用具貸与事業者は、委託契約においては次に掲げる事項を文書で取り決める必要があります。</p> <p>①当該委託等の範囲 ②当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③受託等の従業者により当該委託等がなされた業務が適切に行われていることを福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 ④福祉用具貸与事業者が当該委託業務に対し指示を行い得る旨 ⑤福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるように前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを福祉用具貸与事業者が確認する旨 ⑥受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所作 ⑦その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>
	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、委託先の業務の実施状況についての定期的な確認及び当該確認の結果等の記録を行っていない。	<p>●福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に委託する場合、保管又は消毒の業務に係る委託契約において、業務が適切に行われていることを福祉用具貸与事業者が確認する旨を文書により取り決めたうえで業務の実施状況を定期的に確認し、その確認結果等を記録してください。</p>
	福祉用具の保管又は消毒を委託する事業者の変更又は追加があった際、当市に変更届を提出していない。	<p>●福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託する事業者の変更又は追加があった際は、長寿社会政策課に変更届を提出してください。</p>

福祉用具貸与・特定福祉用具販売(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【適切な研修の 機会の確保並び に福祉用具専門 相談員の知識及 び技能の向上 等】	福祉用具に関する研修の機会を確保していない。	●福祉用具貸与事業者(特定福祉用具販売事業者)は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具(特定福祉用具)の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に実施してください。
介護報酬の算定 【要介護1の場 合】	軽度者について、対象外種目を貸与する場合についての該当性を確認せずに福祉用具貸与費を算定していた。	●対象外種目の福祉用具貸与費を算定する際は、当該軽度者を担当する居宅介護支援事業者等から認定調査票について必要な部分(※)の写しの内容が確認できる文書を手し、サービス記録と併せて保存してください。 ※認定調査票について必要な部分とは、実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分です。
介護報酬の算定 【他サービスの 利用】	福祉用具を居宅において使用していない。	●居宅に戻ることなく短期入所生活介護等を長期間利用している利用者については、福祉用具の貸与を継続することはできません。この場合、福祉用具貸与事業者は、利用者に、貸与している福祉用具を返却させてください。 ●利用者が貸与を受けた福祉用具は原則、居宅以外(例えば、短期入所生活介護事業所等)で使用することもできません。 ●福祉用具貸与事業者は、福祉用具の使用状況を確認のうえ、介護報酬を算定してください。